

様

**重要事項説明書
契約書
個人情報使用同意書**



- ・指定地域密着型通所介護事業所
- ・指定介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービス(第1号通所事業)事業所

佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター

更新作成日：令和7年4月1日



佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター

重要事項説明書

- ・指定地域密着型通所介護事業
- ・指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス(第1号通所事業)

当事業所は、お客様（ご契約者）に対して指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(第1号通所事業)を提供します。

お客様が、利用しようと考えている指定地域密着型通所介護事業及び通所型サービスについて、契約を締結する前に知りたい事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいこと等をご説明いたします。

わかりにくいくらいがあれば、ご遠慮なくご質問ください。

※指定地域密着型通所介護事業は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となり利用できます。

※指定介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(第1号通所事業)は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方及び佐用町介護予防・日常生活支援総合事業の対象者（以下、「事業対象者」という。）が利用できます。

※要介護認定及び要支援認定をまだ受けていない方や、事業対象者の手続きを済まされていない方でもサービスの利用は可能です。

【目 次】

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員体制	2
4. 提供するサービスと利用料金	2
5. 契約締結からサービス提供までの流れ	8
6. 契約の解約・終了	9
7. 苦情の受付	9
8. 秘密の保持	10
9. ご家族等への連絡	10
10. 記録の保管	10
11. 緊急時の対応	10
12. 損害賠償	10
13. 損害保険への加入	10
14. サービス利用に関する留意事項	10
15. 重要事項の変更	11

1. 事業者

1) 法人名	社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
2) 法人所在地	兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946番地
3) 電話番号	0790-78-1212 (FAX 0790-78-1700)
4) 代表者名	会長 井上 洋文
5) 設立年月日	平成17年10月3日
6) 事業概要	居宅介護支援事業・訪問介護事業・地域密着型通所介護事業・訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護事業・障害福祉サービス事業(居宅介護・同行援護)・訪問型サービス(第1号訪問事業)・通所型サービス(第1号通所事業)・配食サービス・移送サービス・布団クリーニングサービス・小地域福祉活動等

2. 事業所の概要 事業所番号 : 2893700472号

①指定地域密着型通所介護事業所

事業所種類	指定地域密着型通所介護事業所(令和7年4月1日佐用町指定)
事業目的	指定地域密着型通所介護事業は、介護保険法等関係法令及び佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例に従い、お客様(ご契約者)がご自宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、サービスを提供します。
運営方針	お客様の心身の状況を的確に把握し、通所介護計画に沿ってサービスの提供を行います。
事業所名称	佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター 指定地域密着型通所介護事業所
開設年月日	令和7年4月1日

②指定介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス(第1号通所事業)事業所

事業所種類	指定介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス(第1号通所事業)事業所(令和7年4月1日佐用町指定)
事業目的	指定介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(第1号通所事業)は、介護保険法等関係法令及び佐用町介護予防日常生活支援総合事業実施要綱に従い、要支援状態の心身の特性を踏まえて、お客様(ご契約者)がご自宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、サービスを提供します。
運営方針	お客様の心身の状況を的確に把握し、通所型サービス計画に沿ってサービスの提供を行います。
事業所名称	佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター 指定介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス(第1号通所事業)事業所
開設年月日	令和7年4月1日

①、②、共通事項

事業所所在地	兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946番地
電話番号	電話: 0790-78-1717 FAX: 0790-78-1700
管理者氏名	松阪 真紀子
事業実施地域	佐用町全域
営業日	通常月曜日から土曜日(ただし、12月29日～1月3日を除く)
受付時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時15分～午後4時30分

定員	18名 ※地域密着型通所介護事業利用者と介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス(第1号通所事業)利用者を含めた人数							
当センターの設備概要	南光地域福祉センター (鉄筋コンクリート造) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">相談室 23. 34m²</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">食堂兼機能訓練室 263. 36m²</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">静養室 144. 48m²</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">浴室 59. 76m²</td> </tr> </table> ※送迎車両：6台 ※主な交通機関：姫新線播磨徳久駅下車 タクシーで5分				相談室 23. 34m ²	食堂兼機能訓練室 263. 36m ²	静養室 144. 48m ²	浴室 59. 76m ²
相談室 23. 34m ²	食堂兼機能訓練室 263. 36m ²	静養室 144. 48m ²	浴室 59. 76m ²					

3. 職員（従業者）体制

当事業所では、お客様に対して地域密着型通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス(第1号通所事業)を提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1	0	通所介護の統括等
生活相談員	1	0	通所介護の計画・指導・相談等
看護職員	1	5	利用者の健康管理・健康指導等
介護職員	2	6	食事、入浴、排泄等利用者の介護
機能訓練指導員	看護職員と兼務(1)	看護職員と兼務(5)	機能訓練に関する指導等

4. 提供するサービスと利用料金

【指定地域密着型通所介護事業所】

当事業所では、お客様に対して以下のサービスを提供します。

1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスの利用料金は、地域密着型通所介護事業の給付対象となっています。

<サービスの概要>

①食事	食事時間：12時00分～13時00分 ※当事業所では、栄養並びにお客様の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、お客様の自立支援のため、離床して食事をとっていただくことを原則としています。
②入浴	入浴は一般浴及び特殊浴、清拭により対応します。 ・一般浴：自力歩行が可能な方 ・特殊浴：障害をお持ちの方や寝たきりの方 ・清拭：身体の状況により入浴が困難な方 ※なお、入浴の方法については、事前にご相談いたします。
③排泄	お客様の排泄の介助を行います。
④個別機能訓練	機能訓練指導員により、お客様の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するために、機能訓練を実施します。
⑤送迎サービス	お客様の希望により、お客様と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。
⑥生活相談	お客様の生活上の相談や介護相談をいたします。

<利用料金及び自己負担額（1回あたり）>

下記の料金表によって、お客様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：お客様の所得に応じて1割または2割、3割）をお支払いください。なお、自己負担割合については、介護保険負担割合証で確認させていただきます。

ア) 要介護度及び利用時間による利用料金（1回あたり） ※利用時間：7時間～8時間

要介護度	基本利用料金	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	7,530円/回	753円/回	1,506円/回	2,259円/回
要介護2	8,900円/回	890円/回	1,780円/回	2,670円/回
要介護3	10,320円/回	1,032円/回	2,064円/回	3,096円/回
要介護4	11,720円/回	1,172円/回	2,344円/回	3,516円/回
要介護5	13,120円/回	1,312円/回	2,624円/回	3,936円/回

※「サービス利用時間」及び要介護度にもとづく利用料金は国で定められた基準です。介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、お客様の自己負担額を変更します。

※上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、通所介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づく介護給付費体系により計算されています。

※お客様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く全額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）また、通所介護計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※お客様に提供する食事の費用は別途いただきます。

イ) 介護サービスの提供に伴う加算

①入浴介助加算（I）

内容) 一般浴及び特別浴で入浴介助を行った場合に加算されます。

加算料金（回）	自己負担額（回）		
	1割負担	2割負担	3割負担
400円	40円	80円	120円

②サービス提供体制強化加算（III） ※区分支給限度額の算定対象外

内容) 介護従事者の専門性や経験年数に着目した評価加算で、7年以上勤続年数のある職員が30%以上配置されている事業所が対象となります。

加算料金（回）	自己負担額（回）		
	1割負担	2割負担	3割負担
60円	6円	12円	18円

③介護職員等待遇改善加算 加算II ※区分支給限度額の算定対象外

内容) 介護職員待遇改善計画にもとづき、賃金改善や研修、労働環境の整備に取り組む事業所に対して算定されます。

加算料金	自己負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
所定単位数の9.0%の加算	加算料金の1割	加算料金の2割	加算料金の3割

④科学的介護推進体制加算 ※区分支給限度額の算定対象外

内容) 科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出とフィードバックの活用により、P D C Aサイクルの推進とケアの質の向上を図る取組みを評価する加算で、算定要件を満たす事業所に対して算定されます。

加算料金（回）	自己負担額（回）		
	1割負担	2割負担	3割負担
400円	40円	80円	120円

⑤ADL維持等加算（I） ※区分支給限度額の算定対象外

内容) 利用者の自立支援や重度化防止のために、日常生活動作（ADL）の機能を維持できるかどうかを評価する取り組みをし算定要件を満たす事業所に対して算定されます。

加算料金（回）	自己負担額（回）		
	1割負担	2割負担	3割負担
300円	30円	60円	90円

ウ) 送迎を行なわなかった場合の減算

減算額（片道につき）		
1割負担	2割負担	3割負担
47円減算	94円減算	141円減算

<社会福祉法人軽減制度について>

住民税非課税世帯のうち特に生計困難であり申請により決定された方については、自己負担額を25%軽減する制度があります。

2) 利用料金の全額をお客様にご負担いただくサービス

(1) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がお客様のご負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供にかかる費用 ※料金：1回あたり750円

お客様に提供する食事（昼食）の材料費や調理等に係る費用

②レクリエーション ※料金：材料代等の実費

お客様の希望によりレクリエーションに参加して頂くことができます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等お客様の日常生活に要する費用で、お客様にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

・おむつ代 100円（1枚） ・尿とりパット 30円（1枚）

・クリアケース 200円（1冊） ・その他必要な用品 実費

④介護保険給付の支給限度額を超える地域密着型通所介護サービス

・介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がお客様のご負担となります。

・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。

・その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(2) 交通費 ※1kmにつき30円

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。

3) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、お客様のご都合により、地域密着型通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日午後3時までに事業所に申し出てください。
- 利用予定日の前日午後3時までに申し出がなく、前日の午後3時以降又は当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、お客様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。なお、キャンセル料は次の通りです。

キャンセル内容	キャンセル料
利用予定日の前日午後3時まで（但し、月曜日のサービス中止の場合は、金曜日の午後3時まで）に申し出があった場合	無料
利用予定日の前日午後3時まで（但し、月曜日のサービス中止の場合は、金曜日の午後3時まで）に申し出がなかった場合	当日利用料金の50%
当日キャンセルした場合	当日の利用料金の全額及び実費

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況によりお客様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をお客様に提示して協議します。

【指定介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス(第1号通所事業)事業所】

当事業所では、お客様に対して以下のサービスを提供します。

4) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスの利用料金は、通所型サービスの給付対象となっています。

<サービスの概要>

☆共通的サービス

- 契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

①食事	食事時間：12時00分～13時00分 ※当事業所では、栄養並びにお客様の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、お客様の自立支援のため、離床して食事をとっていただくことを原則としています。
②送迎サービス	お客様の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。
③アクティビティサービス	集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行います。

<サービスの利用頻度>

- 利用する曜日や内容等については、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアプラン」という。）に沿いながら、お客様と協議の上決定し、通所型サービス計画（以下「サービス計画」という。）に定めます。
- ただし、契約者の状態の変化、介護予防ケアプランに位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

<利用料金及び自己負担額（1月あたり）>

- ・利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防ケアプランにおいて位置づけられた支給区分に応じた利用料金から、事業所が通所型サービス費（以下「サービス費」という。）として介護保険から給付を受ける額を除いた金額（自己負担額：お客様の所得に応じて1割または2割、3割）をお支払いください。なお、自己負担割合については、介護保険負担割合証で確認させていただきます。
- ・事業対象者は、原則要支援1相当サービスとなります。例外的に、佐用町が認めた場合のみ、要支援2相当のサービスが受給可となります。
- ・お客様の体調不良や状態の改善等によりサービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又はサービス計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。
- ・月途中において利用開始・解除された場合は、日割りになります。介護保険料の滞納があっても、給付制限等は今のところありません。

ア) 介護度及び利用時間による利用料金と自己負担額

☆基本部分

○通所型サービスI（事業対象者、要支援1）※週1回程度のサービスが必要とされた場合

基本利用料金 (月額)	自己負担額（月額）		
	1割負担	2割負担	3割負担
17,980円	1,798円	3,596円	5,394円

○通所型サービスII（事業対象者、要支援2）※週2回程度のサービスが必要とされた場合

基本利用料金 (月額)	自己負担額（月額）		
	1割負担	2割負担	3割負担
36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

☆日割による利用料

○通所型サービスI（事業対象者、要支援1）※週1回程度のサービスが必要とされた場合

基本利用料金 (月額)	自己負担額（月額）		
	1割負担	2割負担	3割負担
590円	59円	118円	177円

○通所型サービスII（事業対象者、要支援2）※週2回程度のサービスが必要とされた場合

基本利用料金 (月額)	自己負担額（月額）		
	1割負担	2割負担	3割負担
1,200円	120円	240円	360円

イ) サービスの提供に伴う加算

①サービス提供体制強化加算（Ⅲ）※区分支給限度額の算定対象外

内容) 介護従事者の専門性や経験年数に着目した評価加算で、7年以上勤続年数のある職員が30%以上配置されている事業所が対象となります。

要介護度	加算料金 (月)	自己負担額（月額）		
		1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者・要支援1	240円	24円	48円	72円
事業対象者・要支援2	480円	48円	96円	144円

②介護職員等処遇改善加算 加算Ⅱ ※区分支給限度額の算定対象外

内容) 介護職員処遇改善計画にもとづき、賃金改善や研修、労働環境の整備に取り組む事業所に対して算定されます。

加算料金	自己負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
所定単位数の9.0%の加算	加算料金の1割	加算料金の2割	加算料金の3割

③科学的介護推進体制加算 ※区分支給限度額の算定対象外

内容) 科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出とフィードバックの活用により、P D C A サイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算で、算定要件を満たす事業所に対して算定されます。

加算料金（回）	自己負担額（回）		
	1割負担	2割負担	3割負担
400円	40円	80円	120円

※お客様が、まだ要支援認定を受けていない場合又は事業対象者に認定されていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は事業対象者の認定を受けた後、自己負担分を除く金額が佐用町から払い戻されます。（償還払い）

※介護予防ケアプランが作成されていない場合にも償還払いとなります。償還払いとなる場合、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険法等関係法令及び佐用町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の改正等によりサービス費の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

※利用料金の変更があった場合、変更された額に合わせて、お客様の負担額を変更します。

5) 利用料金の全額をお客様にご負担いただく場合

(1) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がお客様のご負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供にかかる費用 ※料金：1回あたり750円

お客様に提供する食事（昼食）の材料費や調理等に係る費用

②レクリエーション ※料金：材料代等の実費

お客様の希望によりレクリエーションに参加して頂くことができます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等お客様の日常生活に要する費用で、お客様にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

・おむつ代	100円（1枚）	・尿とりパット	30円（1枚）
・クリアケース	200円（1冊）	・その他必要な用品	実費

④区分支給限度額を超える通所型サービスの利用

・要支援認定を受けたお客様は、予防給付の支給限度額の範囲内で通所型サービスの給付管理を行います。

・基本チェックリストにより事業対象者と判断されたお客様は、予防給付の要支援1の支給限度額とします。但し、退院等サービスを集中的に利用する事がお客様の自立支援に資すると判断される場合は、佐用町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める申請により、要支援2相当の支給限度額とすることができます。支給限度額を超えて利用される場合は、サービス利用料金の全額がお客様のご負担となります。

- ・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。
- ・その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(2) 交通費 ※1kmにつき30円

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。

6) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、お客様のご都合により、サービスの利用を中止、変更することができます。この場合には、サービスの実施日の前日午後3時までに事業所に申し出てください。
- 月のサービス利用日や回数については、お客様の状態の変化、介護予防ケアプランに位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することができます。
- お客様の体調不良や状態の改善等によりサービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又はサービス計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。
- お客様の状態の変化等により、サービス提供量が、サービス計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、介護予防ケアプランの変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。
- サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼動状況によりお客様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をお客様に提示して協議します。

7) 利用料等のお支払い方法

前記1)及び2)、3)、4)、5)の料金・費用は、1ヶ月毎にまとめて、又はサービス利用終了時(サービス利用終了時の場合は現金)に計算し下記の方法で納入していただきます。

①利用料及びその他の費用の請求

利用料及びその他の費用は、利用者負担がある場合に、利用された月ごとにその合計額を毎月10日付けで請求いたします。

なお、その10日が土日祝祭日の場合は、その翌日になります。

②利用料及びその他の費用の支払い

請求書を受け取られた場合、内容を照合の上、請求月の20日(20日が土日祝祭日の場合は、その翌日)までに、次のいずれかの方法によりお支払いください。

ア. お客様指定口座からの自動引落

イ. 当事業所指定口座への振込み

金融機関名：兵庫西農業協同組合南光支店

普通通：0012009

口座名義：福)佐用町社会福祉協議会 会長 井上 洋文

ウ. 現金支払い(当事業所の窓口までお願いいたします。)

※なお、請求・支払方法等について事前にご相談いたします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

指定地域密着型通所介護事業所	別紙1のとおり
指定介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス(第1号通所事業)事業所	別紙2のとおり

6. 契約の解約・終了

お客様は事業者に対して、7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、お客様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

なお次の場合は、お客様は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②事業者が守秘義務に反した場合
- ③事業者がお客様やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④お客様に係る通所介護計画及び介護予防ケアプランが変更された場合
- ⑤事業者が破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖するなどサービスの提供が不可能になった場合

事業者は、やむを得ない事情がある場合、お客様に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

なお、次の場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ①お客様のサービス利用料の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- ②お客様又はそのご家族が事業者やサービス従事者に対して、この契約の継続をしがたいほどの背信行為を行った場合

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①お客様が介護保険施設等に入所された場合
- ②お客様の要介護認定区分が、非該当（自立）又は基本チェックリストを行った結果、通所型サービスの対象外と判断された場合
- ③お客様が当センターのサービス提供ができないほど遠くに転居された場合
- ④お客様がお亡くなりになった場合

7. 苦情の受付

1) 当事業所の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口	担当者：松阪真紀子（職名：管理者） 電話：0790-78-1717 受付日：毎週月曜日～金曜日 受付時間：午前8時30分～午後5時30分
---------	---

2) 行政機関その他苦情受付機関

○佐用町役場高年介護課 高年介護室	所在地：佐用町佐用2611-1 電話：0790-82-2079 受付日：毎週月曜日～金曜日（祝日を除く） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分
○兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地：神戸市中央区三宮町1町目9番1-1801号 電話：078-332-5617 受付日：毎週月曜日～金曜日（祝日を除く） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分
○兵庫県福祉サービス運営適正化委員会	所在地：神戸市中央区坂口通2-1-1 電話：078-242-6868（相談専用） 受付日：毎週月曜日～金曜日（祝日を除く） 受付時間：午前10時00分～午後4時00分

8. 秘密の保持

事業者は、サービスの提供をする上で知り得たお客様及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

また、お客様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、お客様及び当該ご家族の個人情報を用いません。

9. ご家族等への連絡

ご家族等に対して希望があった場合は、お客様に連絡するのと同様の連絡を行います。

10. 記録の保管

地域密着型通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(第1号通所事業)の実施ごとに、サービスの内容等を所定の記録票に記入します。また、必要に応じてサービス内容を記入し、お客様に提示します。

当事業所は、サービス提供記録を作成し、この契約の終了後5年間保管します。

なお、お客様及びそのご家族に限り、当センターの営業時間内に、サービス提供記録を閲覧できます。また、サービス実施記録の複写物の交付を受けることもできます。記録の複写料などの諸費用は、お客様のご負担とします。

11. 緊急時の対応

地域密着型通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(第1号通所事業)の提供時に、お客様の症状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡をとる、救急隊に連絡するなど必要な措置を講じます。

12. 損害賠償

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

13. 損害保険への加入

事業者は、万が一の事故に備えて「介護保険・社会福祉事業者総合保険」(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)に加入しています。

14. サービスの利用に関する留意事項

1) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

お客様は、「4. 提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②地域密着型通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(第1号通所事業)の実施に関する指示・命令

地域密着型通所介護サービス及び指定介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(第1号通所事業)の実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は地域

密着型通所介護サービス及び指定介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(第1号通所事業)の実施にあたって、お客様の事情・同意等に充分に配慮するものとします。

2) サービス内容の変更

サービス利用当日に、お客様の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合は、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

3) 地域密着型通所介護サービス及び指定介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(第1号通所事業)従事者の禁止行為

従事者は、お客様に対する地域密着型通所介護サービス及び指定介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(第1号通所事業)の提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②事業者とお客様もしくはそのご家族等との物品等の授受
- ③お客様のご家族等に対する通所介護サービス及び通所型サービスの提供
- ④飲酒及びお客様もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤お客様もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他お客様もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

4) 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は、契約期間中に地震・台風等の天災その他自己の責任に帰さない事由により、地域密着型通所介護サービス及び指定介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(第1号通所事業)の実施ができなくなった場合は、お客様に対して当該サービスを提供する義務を負いません。

15. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じる場合は、事前にお客様に変更する内容の書類を交付して口頭で説明します。

地域密着型通所介護サービスまたは、指定介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(第1号通所事業)の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年　　月　　日

場 所

時 間

事業者　　所在地　　佐用郡佐用町東徳久 1946 番地
名 称　　社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
代表者　　会長　井上 洋文　　印

説明者　　佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター
　　　　　　指定地域密着型通所介護事業所
　　　　　　指定介護予防・日常生活支援総合事業
　　　　　　通所型サービス(第1号通所事業)事業所

職 名

氏 名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護サービスまたは、指定介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(第1号通所事業)の提供開始に同意しました。

お客様

住 所

氏 名　　印

お客様のご家族代表

住 所

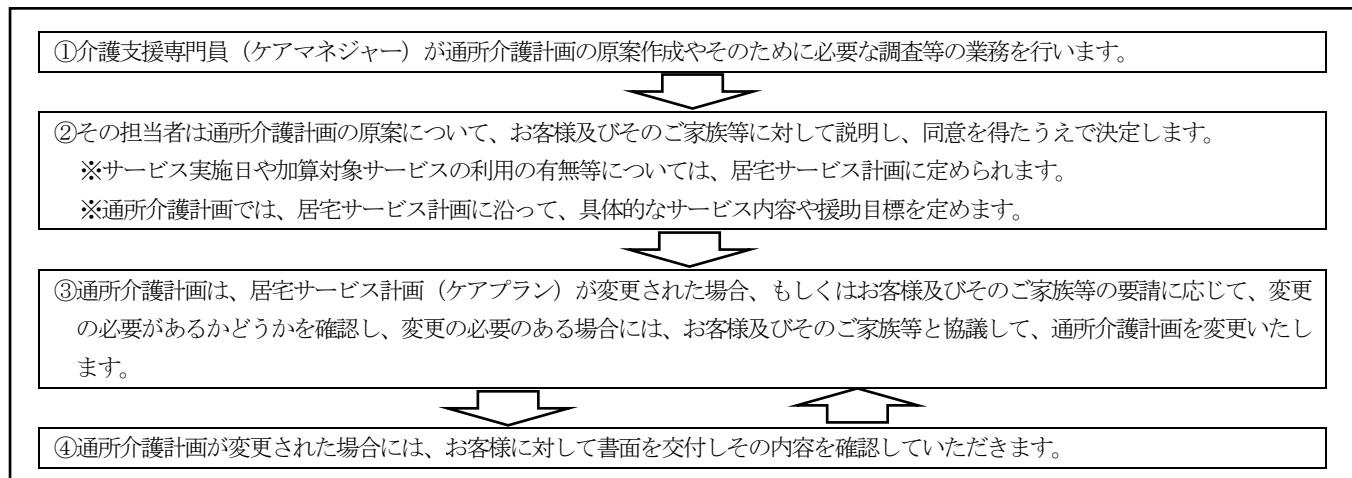
氏 名　　印

(お客様との続柄：)

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第96条の規定及び、厚生省令第35号(平成18年3月14日)第8条の規定、佐用町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づき、お客様又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

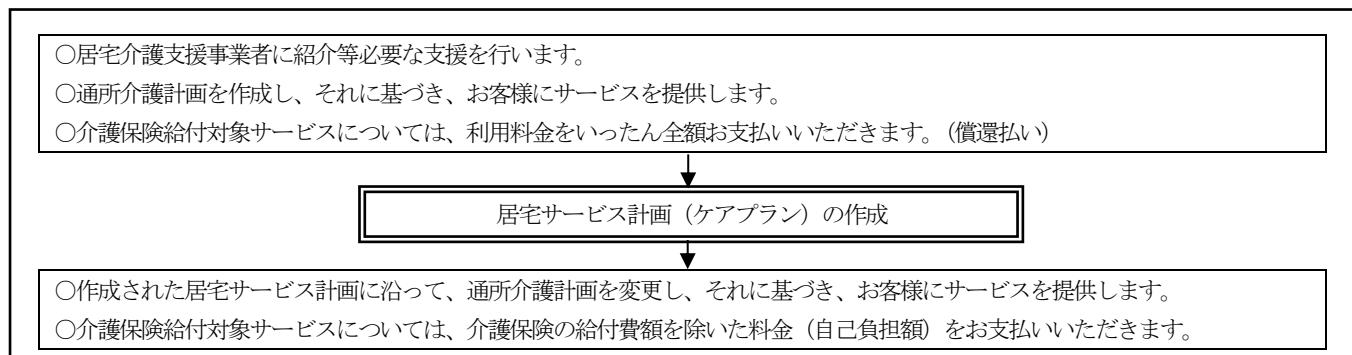
<契約締結からサービス提供までの流れ>

(1) お客様に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

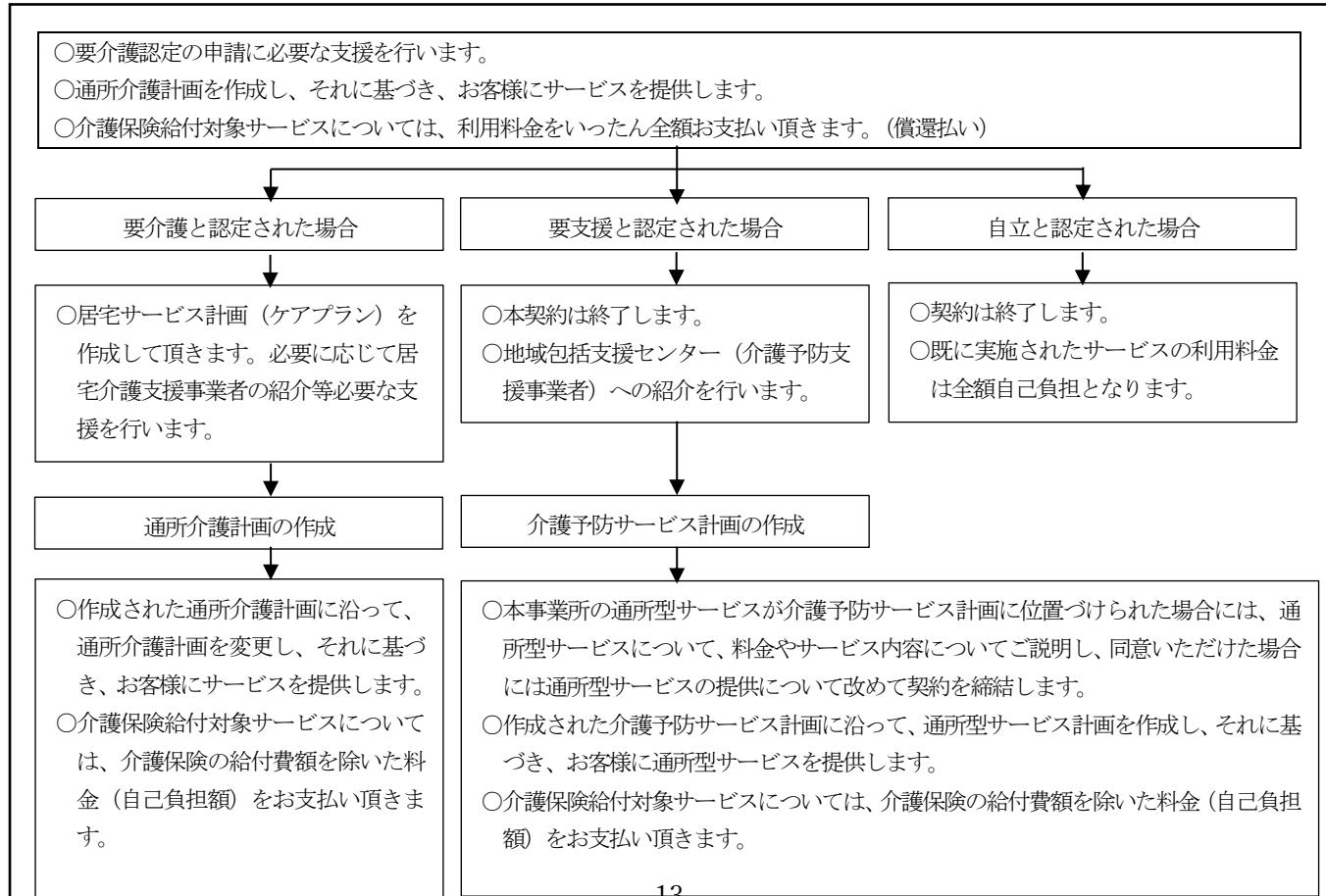


(2) お客様に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

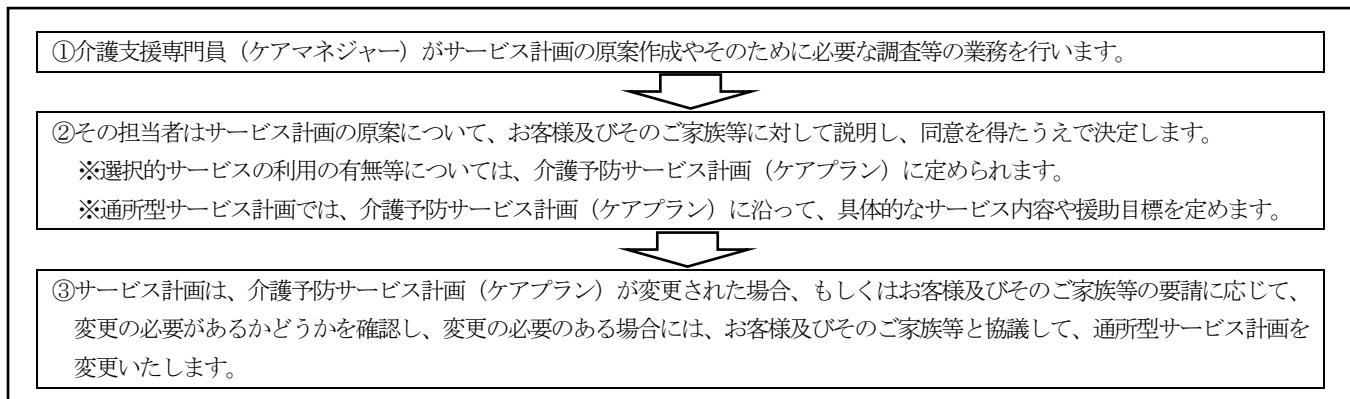


②要介護認定を受けていない場合



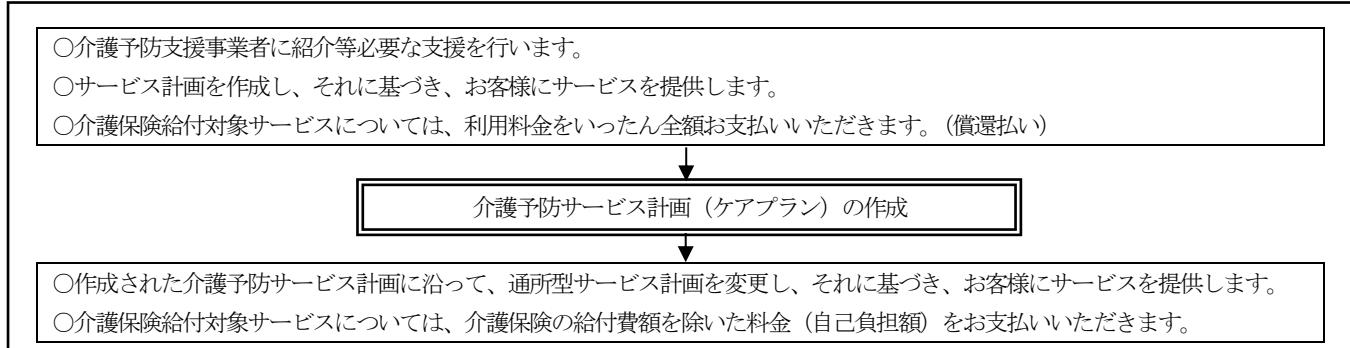
<契約締結からサービス提供までの流れ>

(1) お客様に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所型サービス計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

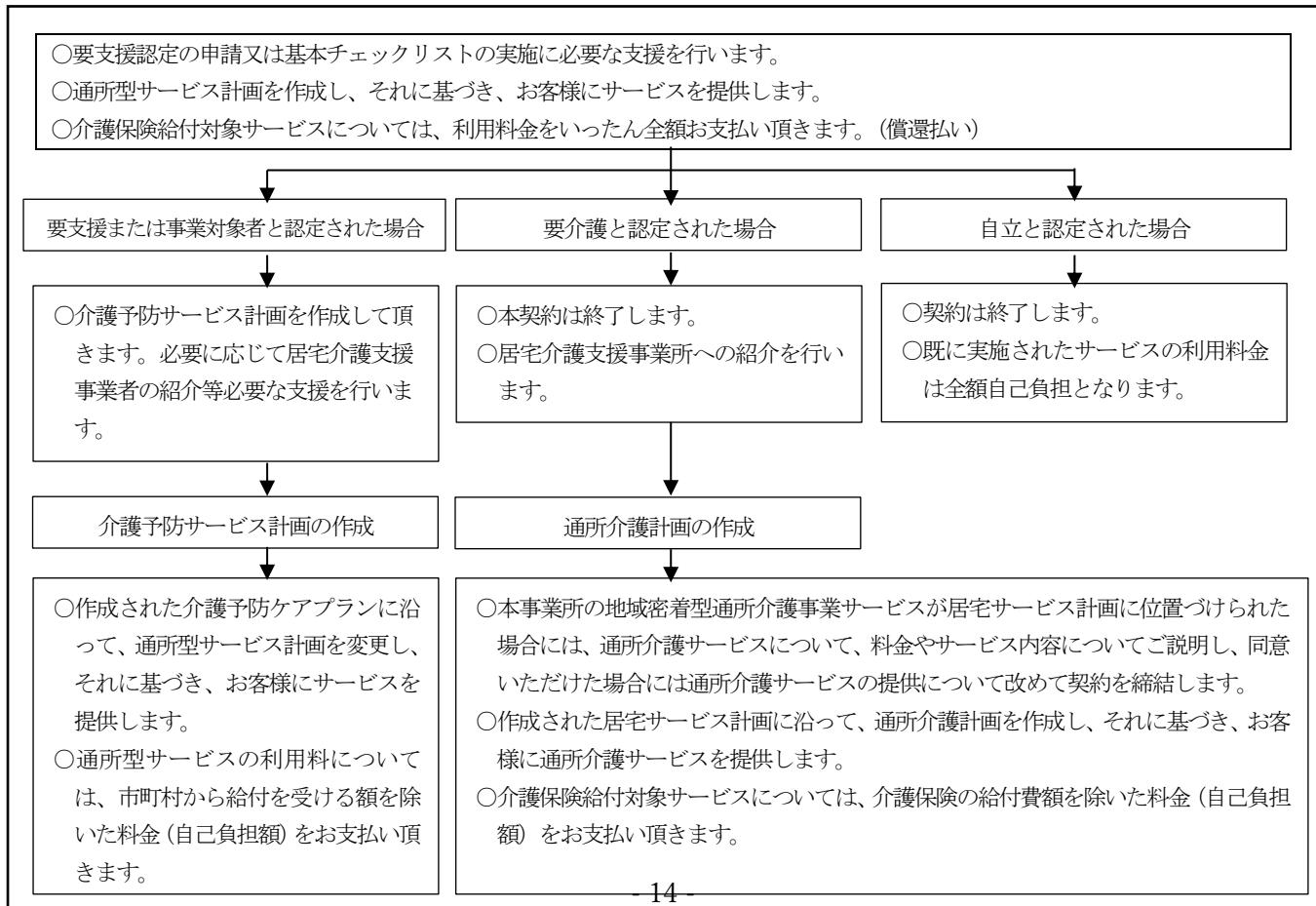


(2) お客様に係る「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要支援認定及び基本チェックリストにより事業対象者の判断を受けた場合



②要支援認定及び基本チェックリストにより事業対象者の判断を受けていない場合





佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター

指定地域密着型通所介護事業

指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス(第1号通所事業)

契約書

◆◇目次◆◇

指定地域密着型通所介護事業所	指定介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス(第1号通所事業)事業所
第一章 総則 第1条 (契約の目的) 第2条 (契約期間) 第3条 (通所介護計画の決定・変更) 第4条 (介護保険給付対象サービス) 第5条 (介護保険給付対象外のサービス)	第一章 総則 第1条 (契約の目的) 第2条 (契約期間) 第3条 (通所型サービス計画の決定・変更) 第4条 (介護保険給付対象サービス) 第5条 (介護保険給付対象外のサービス)
第二章 サービスの利用と料金の支払い 第6条 (サービス利用料金の支払い) 第7条 (利用の中止、変更、追加) 第8条 (利用料金の変更)	第二章 サービスの利用と料金の支払い 第6条 (サービス利用料金の支払い) 第7条 (利用の中止、変更、追加) 第8条 (利用料金の変更)
第三章 事業者の義務 第9条 (事業者及びサービス従事者の義務) 第10条 (守秘義務等)	第三章 事業者の義務 第9条 (事業者及びサービス従事者の義務) 第10条 (守秘義務等)
第四章 契約者の義務 第11条 (契約者の施設利用上の注意義務等)	第四章 契約者の義務 第11条 (契約者の施設利用上の注意義務等)
第五章 損害賠償 (事業者の義務違反) 第12条 (損害賠償責任) 第13条 (損害賠償がなされない場合) 第14条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)	第五章 損害賠償 (事業者の義務違反) 第12条 (損害賠償責任) 第13条 (損害賠償がなされない場合) 第14条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)
第六章 契約の終了 第15条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助) 第16条 (契約者からの中途解約) 第17条 (契約者からの契約解除) 第18条 (事業者からの契約解除)	第六章 契約の終了 第15条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助) 第16条 (契約者からの中途解約) 第17条 (契約者からの契約解除) 第18条 (事業者からの契約解除)
第七章 その他 第19条 (契約当事者の変更) 第20条 (苦情処理) 第21条 (裁判管轄) 第22条 (協議事項)	第七章 その他 第19条 (契約当事者の変更) 第20条 (苦情処理) 第21条 (裁判管轄) 第22条 (協議事項)

【指定地域密着型通所介護事業 契約書】

契約者： 様（以下「契約者」という。）

契約者と佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター（以下「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される地域密着型通所介護サービス（以下、「通所介護サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 事業者は、介護保険法令及び佐用町介護保険法の趣旨に従い、契約者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
- 事業者が契約者に対して実施する通所介護サービス内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項（以下「通所介護計画」という。）は、別に定めるものとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（通所介護計画の決定・変更）

- 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。
- 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、日常生活上の世話及び機能訓練等を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
- 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 事業者は、第1項で定めるサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。

- 2 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割、2割または3割）を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は、食事代、おむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費相当額、また、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月20日までに支払うものとします。但し、1ヶ月に満たない期間のサービス用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条（利用の中止、変更、追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後3時までに事業者に申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日の前日午後3時以降又は利用期日に利用の中止を申し出た場合には、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第9条（事業者及び従業者の義務）

- 1 事業者及びサービス従業者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービス実施日において、従業者により契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員もしくは主治医と連携し、契約者又はその家族等からの聴取・確認の上で通所介護サービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの実施について記録を作成し、それをサービス完結の日から5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者及び従業者は、通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情

報を提供できるものとします。

- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第11条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条 (損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者は損害賠償額を減じる場合があります。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第14条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・台風等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第15条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - (1) 契約者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 契約者が事業所のサービス提供ができないほど遠くに転居された場合
 - (7) 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第16条（契約者からの中途解約）

1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに文書により事業者に通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合は、本契約を即時に解約することができます。

- (1) 第8条第3項により本契約を解約する場合
- (2) 契約者が入院した場合
- (3) 契約者が介護保険施設等へ入所された場合
- (4) 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくは従業者が、第10条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくは従業者が、故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者による第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは従業者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第七章 その他

第19条（契約当事者の変更）

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により、判断能力を失った場合に備えて、契約者のご家族等をあらかじめ代理人にすることを定めるか、又は契約者のご家族等を含む第三者に契約者の変更をすることに同意するものとします。

第20条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条（裁判管轄）

契約者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となつた場合は、契約者の住所地を管轄する裁判所を、第一審管轄裁判所とすることを、予め合意します。

第22条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令に定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

【指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス(第1号通所事業) 契約書】

契約者： 様 (以下「契約者」という。)

契約者と佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター（以下「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される指定介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（第1号通所事業）（以下「通所型サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法等関係法令及び佐用町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の生活機能の維持又は向上をめざして支援することを目的として、契約者に対し第4条及び第5条に定める通所型サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する通所型サービス計画（以下、「サービス計画」という。）の内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、別に定めるものとします。

第2条 (契約期間)

- 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、基本チェックリストにより佐用町介護予防・日常生活支援総合事業の対象者（以下「事業対象者」という。）としてサービスを受ける場合にあっては、契約者の介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防ケアプラン」という。）に基づく期間とします。
 - 3 契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (通所型サービス計画の決定・変更)

- 1 事業者は、契約者に係る介護予防ケアプランが作成されている場合には、それに沿って契約者のサービス計画を作成するものとします。
- 2 サービスの提供時間や回数の程度、実施内容等については、前項のサービス計画に定めます。ただし、お客様の状態の変化、介護予防ケアプランに位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 3 事業者は、契約者に係る介護予防ケアプランが作成されていない場合でも、サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、介護予防支援事業者を紹介する等介護予防ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。
- 4 事業者は、サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 5 事業者は、契約者に係る介護予防ケアプランが変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、サービス計画を変更するものとします。
- 6 事業者は、サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条 (介護保険給付対象サービス)

事業者は、通所型サービスの給付対象サービスとして、事業所において、日常生活上の世話及び機能訓練等を提供するものとします。

第5条 (介護保険給付対象外サービス)

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、通所型サービスの給付対象外サービスとして介護保険給付の支

給限度額を超える通所型サービスを提供するものとします。

- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は、第1項で定めるサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が通所型サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「サービス費」という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金からサービス費を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割、2割または3割）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要支援認定を受けていない場合及び事業対象者として判断されておらず介護予防ケアプランが作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要支援又は事業対象者に認定された後、介護予防ケアプランが作成された場合、自己負担分を除く金額が払い戻されます（償還払い）。）

- 3 第5条に定めるサービスについて、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は食事の提供にかかる費用とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費、また、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月20日までに支払うものとします。但し、1ヶ月に満たない期間のサービス用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条 (利用の中止、変更、追加)

- 1 契約者は、利用期日前において、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、契約者はサービスの実施日の前日午後3時までに事業者に申し出るものとします。
- 2 事業者は、契約者の体調不良や状態の改善等によりサービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又はサービス計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、利用料金の日割りでの割引又は増額はしません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第8条 (利用料金の変更)

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護保険法等関係法令及び佐用町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の改正等により変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第4項及び第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第9条 (事業者及び従業者の義務)

- 1 事業者及び従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員もしくは主治医と連

携し、契約者又はその家族等からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3 事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、それをサービス完結の日から5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（守秘義務等）

1 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）

1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者は損害賠償額を減じる場合があります。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

(4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・台風等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第15条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合または基本チェックリストを行った結果、通所型サービスの対象外であると判断された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 契約者が当事業所のサービス提供ができないほど遠くに転居された場合
- (7) 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第16条 (契約者からの中途解約)

1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに文書により事業者に通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合は、本契約を即時に解約することができます。

- (1) 第8条第3項により本契約を解約する場合
- (2) 契約者が入院した場合
- (3) 契約者が介護保険施設等へ入所された場合
- (4) 契約者が地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を利用されることになった場合
- (5) 契約者に係る介護予防ケアプランが変更された場合

第17条 (契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定める通所型サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくは従業者が、第10条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくは従業者が、故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条 (事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者による第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは従業者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第七章 その他

第19条 (契約当事者の変更)

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により、判断能力を失った場合に備えて、契約者のご家族等をあらかじめ代理人にすることを定めるか、又は契約者のご家族等を含む第三者に契約者

の変更をすることに同意するものとします。

第20条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条（裁判管轄）

契約者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となつた場合は、契約者の住所地を管轄する裁判所を、第一審管轄裁判所とすることを、予め合意します。

第22条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法等関係法令及び佐用町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

別紙重要事項説明書の内容を説明したうえで、この契約を締結します。
なお、上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

年　月　日

事業者　　所在地　佐用郡佐用町東徳久1946番地
　　　　　　名称　社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
　　　　　　代表者　会長　井上　洋文　印

事業所　　佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター
　　　　　　指定地域密着型通所介護事業所
　　　　　　指定介護予防・日常生活支援総合事業
　　　　　　通所型サービス(第1号通所事業)事業所

お客様

住 所

氏 名　印

お客様のご家族代表

住 所

氏 名　印

(お客様との続柄：)



佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター

契約における個人情報使用同意書

- ・指定地域密着型通所介護事業所
- ・指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス(第1号通所事業)

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

- ①事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画及び介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメントに基づき、指定居宅サービス等及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(第1号通所事業)を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合
- ②医療機関及びサービス事業者等との連絡調整に必要な場合
- ③大規模災害等に利用者の生命、身体及び財産の保護上必要な場合

2 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと

3 個人情報の内容

- ①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が通所介護サービス及び通所型サービスを行うために最低限必要な、利用者やその家族個人に関する情報
- ②その他利用者個人及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報

4 使用する期間

佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター指定地域密着型通所介護事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(第1号通所事業)事業所と私(または家族代表)の間に交わされた利用契約書に定めた期間に限るものとし、利用契約が解消された後は私(利用者)及び家族に関する個人情報の使用は認めない

年 月 日

佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター

- ・指定地域密着型通所介護事業所 管理者様
- ・指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス(第1号通所事業)事業所 管理者様

お客様

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

お客様のご家族代表

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(お客様との続柄：)